

預かり保育事業における施設等利用費の給付について

対象者

- 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども
 - 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども（新2号）
 - 満3歳児（ 以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども（新3号）

無償化上限額 金額は全て月額（以下同じ）

- 利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（次頁参照）
- | | | |
|-----------|--------|---|
| 子どもの支給限度額 | 1.13万円 | （認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額） |
| 子どもの支給限度額 | 1.63万円 | （認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額） |

支払い方法

償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可

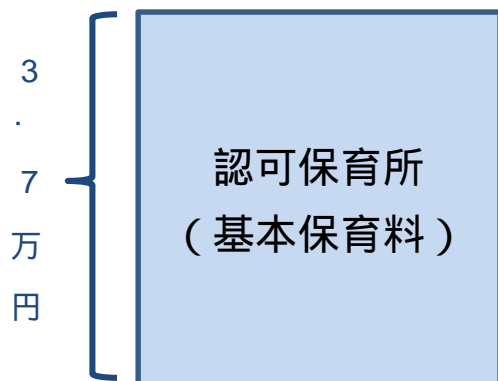
幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

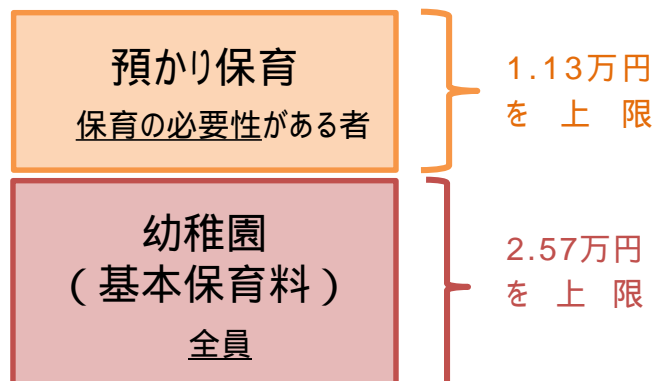
預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施し、一時預かり事業同様の年齢別職員配置基準を満たすことが必要。また、更なる質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の施設・設備等の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。

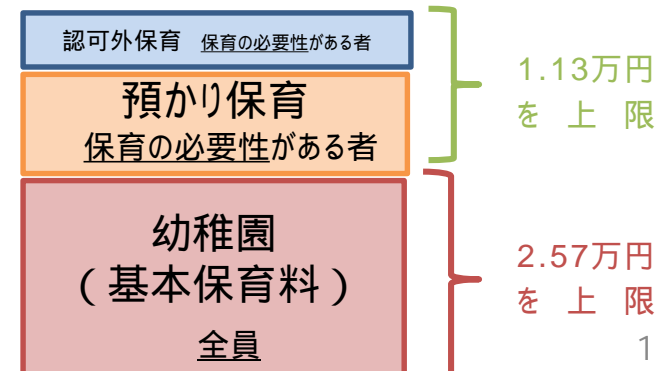
【認可保育所】



【幼稚園 + 預かり保育】



【幼稚園 + 預かり保育 + 認可外保育】



預かり保育事業の利用日数に応じた支給額算定の方法について

算定方法のポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で**月毎**に個人の支給限度額を計算

（支給限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円）。当該支給限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする（償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可）

園は保護者に対して利用日数等と領収額を明記した領収証 + 提供証明書を発行し、保護者は給付請求書にそれらを添付して申請

なお、利用料の設定方法については、基本的に引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定可能（ただし、一時預かり事業（幼稚園型）等の補助事業を受託している場合は市区町村が設定している場合有）。

月内の支給額算定例 【時間設定】

【前提】ある園の預かり保育利用料設定
100円/時間

【前提】ある園児の利用日数
20日（1日3時間）

各月支給限度額 … A
 $450円 \times 20日 = 9,000円$

各月利用実額 … B
 $100円/時間 \times 3時間 \times 20日 = 6,000円$

支給額の算出

A 9,000円 > B 6,000円であることから、
6,000円を支給

月内の支給額算定例 【日額設定】

【前提】ある園の預かり保育利用料設定
400円/日

【前提】ある園児の利用日数
20日

各月支給限度額 … A
 $450円 \times 20日 = 9,000円$

各月利用実額 … B
 $400円 \times 20日 = 8,000円$

支給額の算出

A 9,000円 > B 8,000円であることから、
8,000円を支給

月内の支給額算定例 【月額設定】

【前提】ある園の預かり保育利用料設定
10,000円/月

【前提】ある園児の利用日数
18日

各月支給限度額 … A
 $450円 \times 18日 = 8,100円$

各月利用実額 … B
10,000円

支給額の算出

A 8,100円 < B 10,000円であることから、
8,100円を支給